

指宿市水産資源を活用した特産品開発事業補助金 概要

本市で水揚げされた水産資源を活用し、漁業者等による6次産業化又は食品製造事業者による新商品の開発に取り組む事業に対し、必要な経費の一部を支援します。

1 事業者募集期間

令和元年6月3日～令和元年6月28日 ※予算に満たない場合は随時募集

2 補助対象期間

交付決定通知日～令和2年2月28日

3 補助対象事業者 (次のいずれかに該当するもの)

- (1)市内に住所を有する漁業者、漁業法人、漁業者が組織する団体
- (2)市内に本店または支店を有する食品製造者

4 補助対象事業内容 (次のすべてを満たすこと)

- (1)市内で水揚げされた水産品を使用すること
- (2)上記水産品を主たる原料とした加工食品の新規開発または既存商品のブラッシュアップであること (商品本体の変更を伴わない包装等の変更は対象外とする)
- (3)本市が主催する販路開拓セミナー等への積極的な参加

5 補助対象経費

消耗品費 (原材料等)、印刷製本費 (シール等)、機材購入費 (試作機材:汎用性の高いものは除く)、通信運搬費 (試作品等の送料)、手数料 (各種許可等)、委託料 (加工委託費等)、使用料 (施設使用料等) など

6 補助の内容

- (1) 補助率 補助対象経費の1/2以内
- (2) 補助額 上限15万円

7 令和元年度の事業内容

- (1) 予算額 150千円
- (2) 採択数 1事業者見込み (予算の範囲内で実施)
- (3) 審査 次の要件等により申請内容を審査し、採択者を決定します。
 - ① 補助対象の要件を満たしていること
 - ② 開発する商品の優位性や生産体制など
 - ③ 商品販売の販路見込み、市場ニーズとの適合性、実現性

8 補助金交付の手順 (◎印は事業者が実施)

- ①補助金の申請 (◎) 事業実施計画書の提出【第1号様式】(添付書類：事業計画書【第2号様式】他)
- ②申請書の審査 内容審査後、交付決定の通知【第3号様式】
- ③新商品の開発 (◎) 開発までの経緯、試作、行程を記録(写真含む)
- ④試作商品の相談 (◎) 市が主催する個別相談会への参加、意見聴取
- ⑤新商品の完成 (◎)
- ⑥補助金実績報告 (◎) 実績報告書の提出【第4号様式】(添付書類：事業実施書【第5号様式】、領収書の写し他)
- ⑦実績報告書審査 内容審査後、交付確定の通知【第5号様式】
- ⑧補助金請求 (◎) 請求書の提出【第6号様式】
- ⑨補助金支払 請求後、概ね、1ヶ月以内に支払います